

目黒区広報課公式ツイッター(twitter)運用ポリシー

平成26年7月18日制定

令和4年3月29日改正

1 目的

本ポリシーは、目黒区広報課公式ツイッターのアカウントの運用に関する事項について定めま
す。

2 アカウント名、URL 及び担当所属

(1) アカウント名:@meguro_city

(2) URL:https://twitter.com/meguro_city/

(3) 担当所属:目黒区情報政策推進部広報課(電話03-5722-9621)

3 ツイッター運用の基本方針

(1) 目黒区広報課公式ツイッターは、目黒区(以下「区」といいます。)のイベントや施策の情報
等を発信することを通じ、利用者(目黒区広報課公式ツイッターを閲覧する者をいいます。以
下同じです。)の区政及び地域社会への理解を深めることを目的とします。

(2) 目黒区広報課公式ツイッターは、もっぱら情報発信を行うものとし、返信は行いません。た
だし、要望が多いものは改めてツイートすることがあります。

3 運用方法

目黒区広報課公式ツイッターは、次のとおり運用します。

(1) 発信する情報

ア 目黒区公式ホームページ及びめぐろ区報に掲載されている情報(区政一般情報等)

イ その他区に関する情報で区民に周知する必要があると認められる情報

(2) フォロー、リツイート及びリプライの制限

目黒区広報課公式ツイッターは、フォロー、リツイート及びリプライは原則として行いません。
ただし、広報課長が利用者に有益な情報を提供できると認めた場合は、国、東京
都その他の地方公共団体又は公共的団体をフォローし、これらの団体のツイートをリツイート
し、又はこれらの団体に対してリプライを行うことがあります。

4 免責事項

(1) 区は、目黒区広報課公式ツイッターの利用者が、ツイートの情報を用いて行う一切の行為に
ついて何ら責任を負いません。

(2) 区は、利用者により投稿された目黒区広報課公式ツイッターに対するリツイート及びリプラ
イその他のコメントについて一切の責任を負いません。

(3) 区は、目黒区広報課公式ツイッターに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル

が発生した場合であっても一切の責任を負いません。

- (4) 目黒区広報課公式ツイッターに対するリプライその他のコメントに係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は区に対し独占的に使用する権利を許諾したものとし、区に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

5 文章・画像等の削除等

目黒区広報課公式ツイッターに対するリプライその他のコメント又は利用者に係る情報(アイコン等目黒区広報課公式ツイッター上で閲覧ができる状態であるものに限る。)が次の各号に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロックを行う場合があります。

- (1) 本人の同意なく個人情報を掲載するなど第三者のプライバシーを侵害するおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するものであるとき。
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるおそれがあるとき。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とするものであるとき。
- (6) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するものであるとき。
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするものであるとき。
- (8) 虚偽若しくは事実と異なる内容を含み、又は単なる噂や噂を助長させる内容を含むとき。
- (9) 公の秩序又は善良な風俗に反するものであるとき。
- (10) 他のアカウント等の第三者になりすますものであるとき。
- (11) わいせつな内容を含むものであるとき。
- (12) その他担当所属課長が不適切と判断したものであるとき。

6 著作権

目黒区広報課公式ツイッターの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、区に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う場合は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

7 運用ポリシーの周知及び変更

本ポリシーの内容は目黒区公式ホームページに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に予告なく変更するものとします。